

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

磐 田 市 長 草地 博昭

磐田市条例第 3 1 号

磐田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

磐田市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年磐田市条例第 2 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「3 1 5 , 0 0 0 円」を「3 3 0 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の磐田市消防団員等公務災害補償条例第 2 1 条の規定は、この条例の適用の日以後に支給すべき事由の生じた磐田市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。